

男女平等推進プラン（H13～H17年度旧高岡市）及びヒューマンプラン（H11～H17年度旧福岡町）の進捗状況について

丸付数字は年度、「・」は旧高岡市のみ実施

基本 目標	男女が性別による固定的な役割分担意識にしばられず、いろいろな政策・方針決定の場に対等に参画し、十分に能力を発揮しあいながら活動し、責任も共に担うしくみ等について、以下の主な取組みを行った。		
	施策の方向	主な取組状況	施策 No.
男女平等・共同参画を進める社会システム	性別による固定的な役割分担意識にもとづく制度・慣行等の見直し	○ プラン情報誌や機関紙の発行、企画講座、学習支援の実施等	3
	市の施策・方針決定の場での共同参画	○ 市の審議会・委員会等の女性委員登用率（）内は福岡町 審議会・委員会 24.0 → 30.3%（ 15.5 → 20.5% ） 行政委員会 15.4 → 19.6%（ 6.7 → 6.7% ） 目標：H17年度末 審議会・委員会 30.0%超 行政委員会 20.0%超	4
	民間団体等の方針決定の場での共同参画	○ 町内会、PTA、地区社会福祉協議会等への女性の参画	12
	事業所（企業）、地域活動等での共同参画	・ 男女共同参画推進認証事業所の認定（伏木海陸運送株式会社）（H15.4～） ○ 富山県男女共同参画推進員、生涯スポーツ推進員等の男女の共同参画	14 16
	政策決定の場での共同参画	○ 情報公開、パブリックコメントの活用、公募委員による意見募集	18
	男女平等・共同参画の重要性についての社会的な意識形成	○ 女性リーダー研修講座の開催、「男女平等EXP0高岡」の開催（H16～）	20
	市民の参画推進	○ 市民企画講座、学習支援事業の実施 ○ 生涯学習センター・男女平等推進センター（H16）、福岡町健康福祉センター等の市民町民活動拠点の設置（H14） ○ 地域活動団体への支援	25 26
	性別による固定的な役割分担意識の払拭	○ 情報誌・機関紙の発行、閲覧用図書・資料の設置 ○ 富山県男女共同参画推進員による地区懇談会等の開催（H15）	29 30

基本 目標	仕事、家庭生活、地域活動などのいろいろな場に、一人ひとりが自分らしく参画し、個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担いつつ、仕事と家庭生活や地域活動を両立すること等について、以下の主な取組みを行った。		
	施策の方向	主な取組状況	施策 No.
仕事と家庭生活・地域活動等との両立	雇用の場における男女の平等推進	- 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など各種制度に関するセミナーの実施 - 特定事業主行動計画の策定、取組み(H17.4.1)	32 38-2
	セクシュアル・ハラスメントの防止	男女平等問題処理委員会、男女平等推進センター相談室の設置及びセクハラ防止の啓発	42 43 44
	パートタイム労働者等の労働条件整備	- 労働相談の実施 - 事業所を対象とした労働・賃金実態調査の実施(～H16)	47 48
	農業における男女の共同参画推進	女性の農産物を活用した特産品の開発研究やイベント会場、直売所や中心市街地での農産物販売への参画	53 54
	商工業等自営業における男女の共同参画推進	女性経営者等を対象とした経営能力開発事業への支援等	56
	男女の職域拡大、女性の起業等への支援	- 女性の再就職を支援するためのセミナーの実施(21世紀職業財団と共催) - 職員の男女の職域拡大(男性保育士、栄養士、看護師、介護職員及び女性土木技術職員の採用等)	58 62
	男女が安心して子育てと仕事等ができる環境の整備	- 不妊治療費助成(H15.10～) - 延長保育 27か所 → 31か所、病後児保育 1か所(H14～) - 子育て支援センター・子育てサロン事業の実施・充実 - ファミリーサポートセンターの設立(H17.7～) - 利用状況 112件 - 放課後児童クラブ 15か所 → 25か所	69 70 74 76
	男女が安心して介護と仕事等ができる環境の整備	- 特別養護老人ホーム等の整備・充実 - 特別養護老人ホーム数 5か所 → 10か所 - 介護予防・生活支援事業の実施	86 87
	男女で担う家庭生活の推進	男女で参加する育児講座、男性学講座、男性料理教室等の開催	91 93
	仕事や家庭生活とともに男女で担う地域活動、ボランティア活動の推進	- ボランティア登録 108団体(男性1,116名) → 167団体(男性1,276名) - 地域活動・ボランティア活動への支援 - NPOおしゃべりカフェの実施等(H16～) - NPO法人数 1団体 → 17団体	105 106 107 108-2

ノーマライゼーションの定着、推進	○人権教育・啓発公開講座の開催による啓発・普及(H17～)	109
高齢期を安心して暮らせる条件の整備	○地域型在宅介護支援センター、基幹型在宅支援センターの連携 地域型在宅介護支援センター数 8か所 → 10か所 ○介護予防・生活支援事業の実施	119 121-1
ひとり親家庭等への支援	○母子家庭自立支援給付金、ひとり親家庭等医療費助成事業の実施	124
地域における在住外国人との共生	○小学校における外国人講師による英語の巡回指導 ○母子健康手帳・予防接種関係書類の外国語版の拡充 ・外国人相談の実施（庁舎内） ○地域における、在住外国人との相互の文化交流	126 127 130
国際的な女性問題等への理解と協力	○ジュニア親善大使の友好姉妹都市派遣、遼陽県との交流、錦州市友好都市提携20周年記念訪問での民間交流の活発化	134

基本 目標	家庭、職場、地域などあらゆる場において、人権の軽視・侵害や、性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等にいきいきと豊かに生活すること等について、以下の主な取組を行った。		
	施策の方向	主な取組状況	施策 No.
男女の 人権を擁護するしくみ	人権擁護の体制づくり	○ 人権擁護連絡委員会の設置及び連絡会議の開催、街頭啓発活動の実施（庁内組織） ○ 法律相談、人権相談の実施	135 137
	女性に対する暴力を防止する意識の形成	○ 男女平等推進センター相談室の紹介カード、男女平等問題処理委員会パンフレット及びプラン情報誌・機関紙等の配布	140 141
	女性に対する暴力の実態、対応と防止	○ 女性相談員の配置、男女平等推進センターに相談室設置、関係行政機関との連携、女性弁護士による無料法律相談の実施	143 145
	子どもに対する暴力（児童虐待）の発見、対応と防止	○ 虐待の早期発見のための要保護児童対策地域協議会の設置。防止のリーフレット等の配布	147
	男女の生涯にわたる体と心と性の健康の促進	○ 健康相談、精神福祉相談の実施 ○ 市民病院に女性専門外来を開設（H16.5～）、福岡町健康福祉センターの設置（H14.5）	149 151
	印刷物など様々な情報媒体における人権等に配慮した表現の徹底	○ 人権擁護連絡会議、研修等において周知	155
	情報を読み解き、発信する力の育成	○ 企画講座の実施、プラン情報誌・機関紙・冊子の配布	157 159
	学校教育等での人権尊重、男女共同参画を進める学習の推進	○ 個に応じた学習指導、生徒指導の実施（指導手引き等の活用） ○ 職員の人権尊重等研修会への参加	160 165
	生涯学習での人権尊重、男女共同参画を進める学習の充実	○ 企画講座、学習支援等、市民町民の学習機会を支援 ○ 講演会、シンポジウム等の実施	166 167 168

基本 目標	基本目標の施策を推進しつつ、プランを全体として有機的に連携させながら進めていくための基盤づくり等について、以下の主な取組みを行った。		
	施策の方向	主な取組状況	施策 No.
男女共同参画社会形成を促進する基盤の整備	男女平等を推進する法的なルールづくり	・男女平等推進条例の制定・施行(H16.1.1)	169
	男女平等を推進する活動拠点施設の設置・運営	・男女平等推進センター(H16.4.1)、男女平等推進センター運営協議会の設置	170 171
	行政と市民による男女平等推進の体制づくり	・男女平等推進市民委員会、男女平等推進庁内連絡会議の設置(庁内の推進、連絡調整)	173 174
	男女平等推進に係る情報提供・情報発信	○プラン情報誌「ありて」、機関紙「スクランブル」等の発行 ・男女平等推進センターのホームページを開設しプランや条例等を紹介	176
	男女平等推進に係る市民・行政の連携体制	○富山県男女共同参画推進員との連携 ・男女平等推進ネットワーク会議の設置	177
	男女平等推進に係る苦情・相談体制	・男女平等問題処理委員会の設置(H16.1.1)	178

新たな男女平等推進プランの策定について（案）

1 基本的な考え方

合併に伴い、旧高岡市の男女平等推進プランと福岡町のヒューマンプランとの整合・統合を図ること、平成 17 年 12 月、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」などの重点的事項が盛り込まれた国の第 2 次男女共同参画基本計画が、策定されたことなどから、本市男女平等推進条例に基づく、男女平等推進プランを新たに策定する。

なお、今回の計画策定にあたっては、旧のプランが熱心な討議・議論のもと策定されたことや、計画期間の半ばであることを考慮し、計画の骨格等については尊重しつつ、基本計画部分（基本目標、施策の方向）に関して、社会状況や時代の変化を踏まえた必要な見直しを行うこととしたい。また、事業計画部分（具体的な施策・事業）に関しては、前期計画として策定するものとする。

2 計画の性格と役割

(1) 行動計画

このプランは、男女平等推進条例に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき男女平等・共同参画の推進に関する基本計画と具体的に取り組む事業計画を定めるものであり、市と市民、事業者、民間団体等が取り組むべき指針とするものである。

(2) 市の行政運営の基本方針

このプランは、新たに策定される総合計画との整合を図るとともに、行政の各分野における施策・事業の企画、実施の総合性、計画性を確保するものである。

また、策定される本市の計画や施策の実施段階においては、この計画の趣旨をふまえ、男女平等・共同参画を推進していくものである。

3 計画期間

このプランの基本計画（基本目標、施策の方向）については、平成 19 年度から 28 年度までの 10 年間、事業計画（具体的な施策・事業）については、平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間を計画期間とする。

4 策定体制

(1) 男女平等推進市民委員会

条例に基づき、男女平等推進市民委員会を設置。市長の諮問に応じ、プランの審議を行う。

委員の構成等 20 名（有識者 4 名 市内の各界各層の団体 12 名 公募 4 名）

起草委員 市民委員の中から、基本計画（基本目標、施策の方向）の素案を作成する起草委員を若干名選考して作業を進めるものとする。

(2) 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等・共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に男女平等推進庁内連絡会議（委員長：市長、副委員長：奥田助役・高田助役、委員：収入役・教育長・水道事業管理者・部局長等）を設置。また、同連絡会議の実施すべき事項の検討等を行う幹事会（課長等）及び調査・研究（ワーキング等）を行う主任会議（担当者）を設置。

5 民意の反映

市民委員会において、討議、審議をいただくとともに、議会での意見を十分に考慮するほか、市のホームページにおいてのプラン策定に関する情報公開及びインターネット上での意見募集を行う。

また、市長のタウンミーティング等の広聴活動により得られた意見・要望及び総合計画審議会の意見等も参考とする。

併せて、平成 17 年 3 月実施の「市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査」や国・県が平成 16 年 11 月実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果を活用していく。

新たな男女平等推進プランの策定スケジュール(案)

年 月		市民委員会	内容	作業工程
17 年度	2月	第1回市民委員会	・ 委嘱及び16年度施策事業の取組み状況	○ ・ 委員会立上げ
	3月			
18 年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月	第2回市民委員会	現行プランの主な取組み状況 プラン策定の基本的な考え方 策定スケジュール等 の説明	○ ・ 策定スケジュール等説明 (共同参画に関する講演会)
	9月	第3回市民委員会	・ 基本計画見直し項目案審議	↓
	10月	起草委員会	・ 基本計画本文素案検討作業	○ ・ 基本計画見直し項目案に対するパブリック・コメント募集 (市HP)
	~			
	12月	起草委員会	・ 基本計画本文素案検討作業	
	1月			
19 年度	2月			(総合計画基本計画案との整合整理) ↓
	3月	第4回市民委員会	パブリック・コメント、タウン ミーティング意見、総合計画審 議会等の意見等報告 基本計画案審議 事業計画案審議	○ ・ 基本計画案審議 ・ 事業計画案審議
	4月			
	5月			(総合計画基本計画案との整合整理)
	6月			
	7月	第5回市民委員会	18年度の進捗状況報告 基本計画案・事業計画案の 最終審議	
	~			(総合計画事業計画案との整合整理) ↓
	9月	第6回市民委員会	提言	○ 提言
	10月			・ プランの掲示(市HP) ・ 製本印刷